

# 改正水道法による貯水槽水道の管理等について

## 1. はじめに

今回の水道法の改正は、「水道の管理体制の強化」を主要なテーマとした「水道法の一部を改正する法律」が平成13年7月4日に公布され、平成14年4月1日から施行された。この改正の主な内容の一つに、貯水槽水道（ビル等建物内の水道の総称）の管理の充実を図るため供給規程に水道事業者及び貯水槽水道の設置者の責任等所要の事項を規定し、厚生労働大臣に平成15年3月31日までに届出することが定められた。

## 2. 水道法改正の背景

貯水槽水道のうち、受水槽の有効容量が $10\text{m}^3$ を超える簡易専用水道については、水道法で設置者に当該水道の管理基準の遵守と管理状況の検査の受検を義務付けているが、管理に問題のある施設が見受けられる。また、簡易専用水道以外の受水槽の有効容量が $10\text{m}^3$ 以下の小規模貯水槽水道については、法の規制対象ではないが、設置者の管理の不徹底に起因して、しばしば衛生上の問題が発生し、水質面で不安を感じている利用者が多いことから、厚生労働省では水道の管理体制強化策の一つとして貯水槽水道の管理強化を挙げ、水の供給者である水道事業者が供給規程に基づき、貯水槽水道の設置者に適正な管理の履行を求めるなどの適切な関与を行うことにより、その管理の徹底を図ることとした。

## 3. 改正の内容

- ・改正法では、簡易専用水道を含め、水道の規模によらない建物内水道の総称として「貯水槽水道」を定義した上で、供給規程の適合すべき要件として「貯水槽水道が設置されている場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること」を新たに追加している。
- ・貯水槽水道に関する供給規程の技術的細目の内容
  - ア 水道事業者の責任に関する事項
    - ・ 貯水槽水道の設置者に対する指導、助言及び勧告
    - ・ 貯水槽水道の利用者に対する情報提供
  - イ 貯水槽水道の設置者の責任に関する事項
    - ・ 貯水槽水道の管理責任及び管理の基準
    - ・ 貯水槽水道の管理の状況に関する検査

## 4. 水道事業給水条例の一部改正

水道法の一部改正を受けて、貯水槽水道の管理の充実を図るため、宇都宮市水道事業給水条例の一部を改正し、水道事業管理者の責務及び貯水槽水道の設置者の責務について明確に規定するとともに、貯水槽水道の利用者に対しても、必要に応じて貯水槽水道についての情報提供を行うことができるように規定し、平成15年4月1日から施行することとした。

## 5 . 水道局の取組み

### 14年度として

貯水槽水道設置者全員（4,000人）に対し啓発用パンフレットの送付準備（4月送付）

広報紙による啓発

- ・宇都宮市の広報紙への掲載（2月5日 NO.1491 で掲載）
- ・河内町の広報紙への掲載（2月20日で掲載）
- ・水道局の広報紙への掲載（3月2日 NO.62 で掲載）

### 15年度として

4月より戸別訪問による啓発活動

- ・設置者の責務，管理基準，清掃及び点検の実施，水質検査など
- ・施設の状況調査により，指導・助言等の実施

新設貯水槽施設の申請受付時における管理等の啓発・指導

- ・指定工事事業者の申請受付時に設置者の責務，管理基準，水質検査等について指導
- 利用者等からの苦情，問い合わせに対する対応

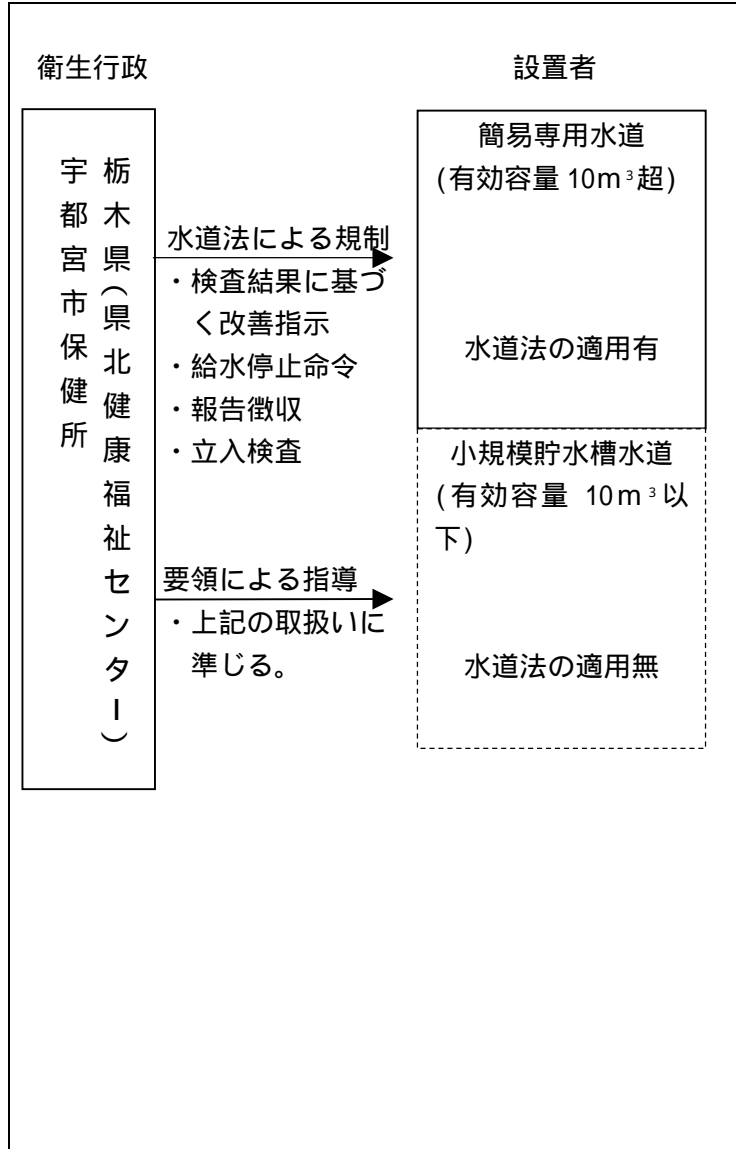
・管理上問題がある場合は，所有者へ通知を行い，戸別訪問をし，指導・助言等の実施

保健所等との連携

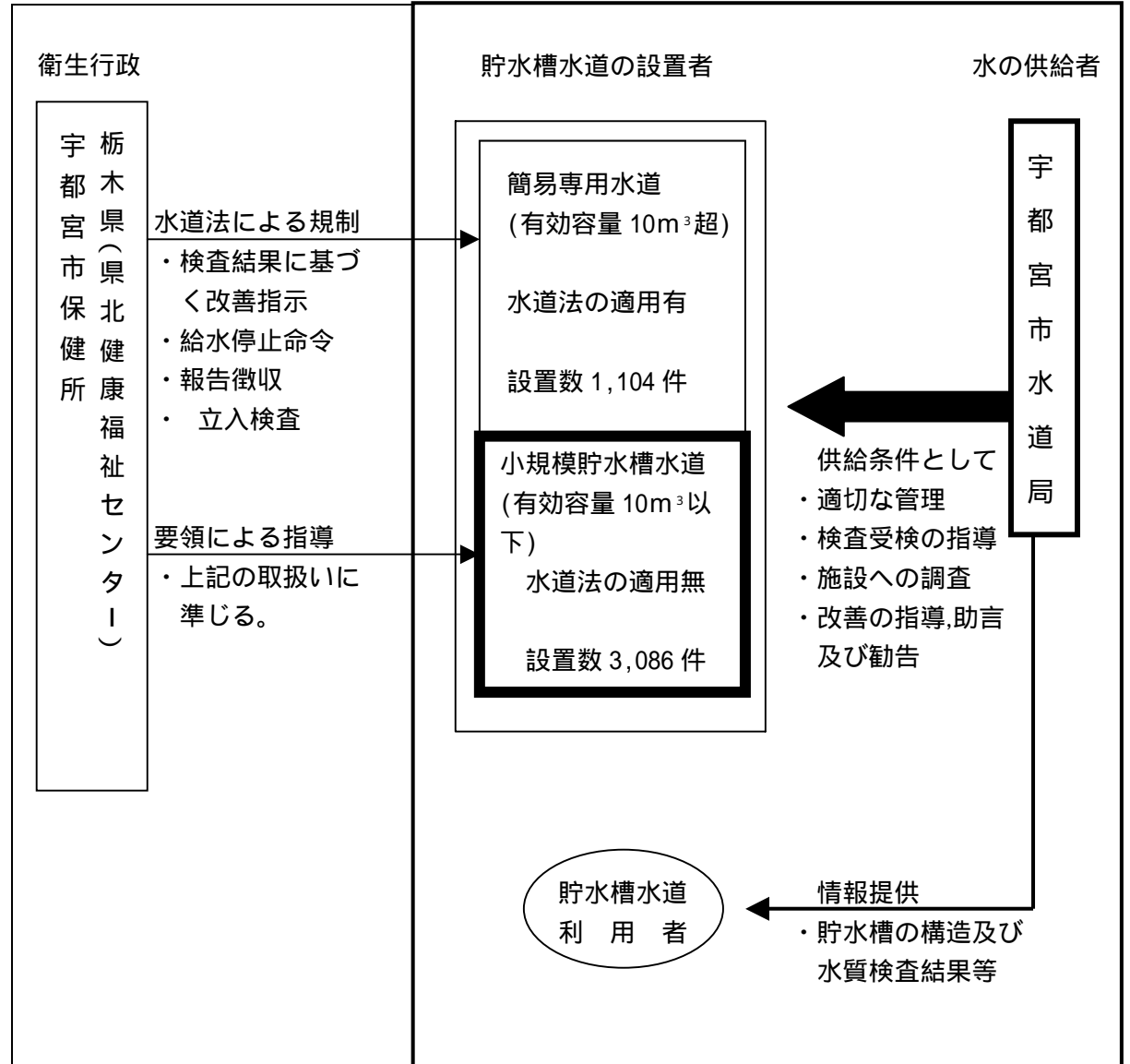
- ・新設貯水槽施設の情報提供
- ・現況調査によって不適切と判断した場合，水道局と保健所等との連携により，設置者に改善指導を行う

# 貯水槽水道への関与フロー

改正前



改正後



## 参 考

### 宇都宮市水道事業給水条例の一部を改正する条例

宇都宮市水道事業給水条例（昭和33年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第10条，第10条の2及び第12条第4項中「第4条」を「第5条」に改める。

第5章を第6章とし，第4章の次に次の1章を加える。

#### 第5章 貯水槽水道

（設置者に対する指導等）

第38条の2 管理者は，貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理について必要があると認めるときは，当該貯水槽水道の設置者に対し，指導，助言及び勧告を行うことができる。

2 管理者は，貯水槽水道の利用者に対し，必要に応じて貯水槽水道についての情報提供を行うものとする。

（設置者の管理等）

第38条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は，法第34条の2の定めるところにより，当該簡易専用水道を管理し，及びその管理の状況について検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は，管理者の定めるところにより，当該貯水槽水道を管理し，及びその管理の状況について検査を行うよう努めなければならない。

第45条の次に次の章名を付する。

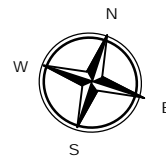
#### 第7章 委任

第46条の見出しを削る。

#### 附 則

この条例は，平成15年4月1日から施行する。ただし，第10条，第10条の2及び第12条の改正規定は，公布の日から施行する。

# 施設位置図及び採水地点



- 1 富屋地区市民センター
- 2 立岩自治公民館
- 3 豊郷地区市民センター
- 4 大曾郵便局
- 5 砥上団地上原一号児童公園
- 6 駅東出張所
- 7 平石地区市民センター
- 8 清原地区市民センター
- 9 みずほの二号児童公園
- 10 雀宮地区市民センター

印 全項目試験  
なし 基礎的項目試験のみ



凡 例	
□	浄・配水場
△	水 源

